

# 令和2年度前期選抜募集要項

福島県立梁川高等学校

〒960-0735 伊達市梁川町字鶴ヶ岡33番地

Tel (024) 577-0037

Fax (024) 577-7550

## 1 募集定員

- 1 特色選抜 全日制・普通科、募集定員（80名）の40%程度とする。
- 2 一般選抜 全日制・普通科、募集定員（80名）から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

## 2 出願資格

出願できる者は、次の1または2に該当する者とする。

ただし、特色選抜への出願資格については、加えて3の条件も満たす者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

- 2 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(5) 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

- 3 本校の「志願してほしい生徒像」を踏まえ、自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

○志願してほしい生徒像

本校では、「知性 誠実 責任」の校訓のもと、「進路希望の実現」「基礎学力の向上」「人間性・社会性の育成」を重点事項に掲げ、生徒一人ひとりを大切にし、地域に認められ、地域に求められるこころ豊かな生徒の育成に一丸となって取り組んでいる。そこで本校では、次のような生徒を求めている。

(1)明確な進路目標を持ち、その目標の実現に向けて地道な努力を継続できる者

(2)部活動・生徒会活動やクラスの活動などで主体的に活動できる者

(3)基本的生活習慣が確立しており、率先して規律を守り、良識ある行動がとれる者

## 3 通学区域

- 1 固定区：福島市 伊達市 二本松市（小浜、成田、西勝田、上長折、長折、下長折、西新殿、東新殿、杉沢、初森、上太田、田沢、百目木及び茂原の区域を除く。） 伊達郡
- 2 共通区：二本松市小浜、同市成田、同市西勝田、同市上長折、同市長折、同市下長折、同市西新殿、同市東新殿、同市杉沢、同市初森、同市上太田、同市田沢、同市百目木及び同市茂原 安達郡大玉村 本宮市 相馬郡飯舘村

なお、通学区域外からの出願者は、所定の手続きを取ること。

## 4 出願方法及び出願期間

- 1 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- 2 上記1以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- 3 志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。
- 4 出願期間は、令和2年2月6日（木）から2月12日（水）までとする。  
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。  
県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した長3以上の返信用封筒を同封の上、令和2年2月12日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 5 出願に必要な書類

- 1 中学校卒業者及び卒業見込の者
  - (1) 入学願書（県所定のもの）
  - (2) 調査書（「令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による）  
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。  
なお、提出期間は令和2年2月18日（火）から2月19日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
  - (3) 特色選抜志願理由書（本所定のもの）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
  - (4) 受験票用紙（県所定のものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
  - (5) 入学検定料納付済証明書用紙（県所定のものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- 2 上記1以外の者
  - (1) 入学願書（上記1-(1)と同じ）
  - (2) 特色選抜志願理由書（上記1-(3)と同じ）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
  - (3) 健康診断書（令和2年1月以降に医師の診断を受けたもの）
  - (4) 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
  - (5) 受験票用紙（県所定のものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
  - (6) 入学検定料納付済証明書用紙（県所定のものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- 3 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（県所定のもの）を添付する。
- 4 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。

## 6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（県所定のもの）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、巻封の上、本校校長あて親送とし、書留で郵送するか又は持参する。  
郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和**2**年**2**月**18**日（火）から**2**月**19**日（水）までとする。  
郵送の場合には、令和**2**年**2**月**19**日（水）の消印有効とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

## 7 県外等からの出願

- 1 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入學志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- 2 上記1以外の県外からの志願者は、前記5に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
  - (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
  - (2) 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
- 3 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、前記5に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
  - 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

## 8 願書受付

- 1 本校においては、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- 2 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の(1)、(2)のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
  - (1) 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
  - (2) 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 9 出願先変更

志願者は、令和**2**年**2**月**13**日（木）から**2**月**17**日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

- 1 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（県所定のもの）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- 2 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
  - (1) 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（県所定のもの）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
  - (2) 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。
  - (3) 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- 3 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を

貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- 4 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- 5 すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 10 出願の取消し

- 1 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（県所定のもの）を、在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- 2 上記1以外の者は、出願取消届（県所定のもの）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- 3 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 11 選抜方法・選抜資料

### 特色選抜

#### 1 選抜方法

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、作文及び特色選抜に係る面接（以下、「特色面接」という。）を資料として、本校の特色等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

#### 2 選抜資料

##### (1) 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語　社会　数学　理科　外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

##### (2) 特色選抜志願理由書

本校への志願の動機・理由、中学校での部活動・生徒会活動等について（具体的な実績）、高校生活で学びたいこと・取り組みたいことについて、本人が記入する。内容は精査する。

##### (3) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点とし、「長所・特技等の記録」は5点満点として、合計195点満点とする。

##### (4) 特色面接

個人面接を実施する。面接については点数化し、40点満点とする。

##### (5) 特色検査

作文を実施する。当日指定されたテーマについて、400字以内で志願者自身の体験等に即して思いや感想を述べる作文とする。作文については点数化し、20点満点とする。

##### (6) 選抜資料の満点

全体の満点は、505点とする。

### 3 学力検査

(1) 日時 令和2年3月4日(水) 午前9時～午後3時10分

(2) 日程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語 (50分)	休 (20分)	数学 (50分)	休 (20分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (60分)	理科 (50分)	休 (20分)	社会 (50分)	

(3) 会場 福島県立梁川高等学校

(4) その他 当日は受験票、昼食、上履き、その他学力検査に必要な用具を持参して、午前8時20分までに来校すること。なお、受付は生徒昇降口で午前8時より行う。

### 4 作文・面接

(1) 日時 令和2年3月5日(木) 午前9時～

(2) 日程 午前9時～午前9時40分 作文  
午前10時15分 面接開始

(3) 会場 福島県立梁川高等学校

(4) その他 当日は受験票、昼食、上履き、その他学力検査に必要な用具を持参して、午前8時20分までに来校すること。なお、受付は生徒昇降口で午前8時より行う。

## 一般選抜

### 1 選抜方法

中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績、一般選抜に係る面接（以下、「一般面接」という。）を資料として、本校の特色等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に応募した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。また、学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

### 2 選抜資料

#### (1) 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語　社会　数学　理科　外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

#### (2) 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。「長所・特技等の記録」は内容を精査する。

#### (3) 一般面接

個人面接を実施する。面接については段階評価する。

#### (4) 選抜資料の満点

全体の満点は、500点とする。

### 3 学力検査

(1) 日時 令和**2**年**3**月**4**日 (水) 午前9時～午後3時10分

(2) 日程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

(3) 会場 福島県立梁川高等学校

(4) その他 当日は受験票、昼食、上履き、その他学力検査に必要な用具を持参して、午前8時20分までに来校すること。なお、受付は生徒昇降口で午前**8**時より行う。

### 4 面接

(1) 日時 令和**2**年**3**月**5**日 (木) 午前9時～

(2) 日程 午前9時 面接開始

(3) 会場 福島県立梁川高等学校

(4) その他 当日は受験票、昼食、上履き、その他学力検査に必要な用具を持参して、午前**8**時**20**分までに来校すること。なお、受付は生徒昇降口で午前**8**時より行う。

## 12 合格者発表

1 令和**2**年**3**月**16**日 (月) 正午以降、合格者の受験番号を生徒昇降口に掲示する。

なお、電話による問い合わせには応じない。

2 合格者に対し、合格通知書を交付する。

3 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

4 合格通知書は、受験票と引換に本人に直接交付する。

## 13 追検査等

追検査の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

1 追検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日時 令和**2**年**3**月**11**日 (水) 午前9時～

※学力検査日程 (一般選抜・特色選抜共通)

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (15分) (50分)

一般選抜 15:00 面接開始

特色選抜 15:00～15:40 作文

15:55 面接開始

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

② 会場 福島県立梁川高等学校

③ その他 当日は受験票、昼食、上履き、その他学力検査に必要な用具を持参して、午前**8時20分**までに来校すること。なお、受付は生徒昇降口で午前**8時**より行う。

## 2 追検査受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願（県所定のもの）に医師の診断書を添付し、**3月6日午後4時**までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証（県所定のもの）を交付する。

## 3 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

## 4 その他

学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。また、3月4日の学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

# 14 その他

## 1 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が後期選抜に出願するときは、令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

## 2 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（県所定のもの）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。